

発行登録追補目論見書

平成 23 年 10 月

株式会社日本政策投資銀行

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22－関東154－ 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年10月12日

【会社名】 株式会社日本政策投資銀行

【英訳名】 Development Bank of Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 徹

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 1 号

【電話番号】 03-3244-1820（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部 兼 経営企画部 課長 野上 義彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 1 号

【電話番号】 03-3244-1820（代表）

【事務連絡者氏名】 財務部 兼 経営企画部 課長 野上 義彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第18回無担保社債（3年債） 20,000百万円
第19回無担保社債（5年債） 20,000百万円
計 40,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年 8 月18日
効力発生日	平成22年 8 月26日
有効期限	平成24年 8 月25日
発行登録番号	22－関東154
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 600,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
22－関東154－ 1	平成22年10月 8 日	40,000百万円	－	－
22－関東154－ 2	平成23年 4 月 8 日	60,000百万円	－	－
22－関東154－ 3	平成23年 5 月18日	10,000百万円	－	－
22－関東154－ 4	平成23年 7 月15日	40,000百万円	－	－
22－関東154－ 5	平成23年 8 月 9 日	10,000百万円	－	－
実績合計額（円）		160,000百万円 (160,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 440,000百万円
（440,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】	5
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	6
4【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	10
5【新規発行による手取金の使途】	10
第2【売出要項】	10
第3【第三者割当の場合の特記事項】	10
第二部【公開買付けに関する情報】	11
第1【公開買付けの概要】	11
第2【統合財務情報】	11
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	11
第三部【参照情報】	12
第1【参照書類】	12
第2【参照書類の補完情報】	12
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	12
第四部【保証会社等の情報】	13
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面.....	14
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移.....	15

第一部【証券情報】

第 1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	0.283％
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成24年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成23年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成26年12月19日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成26年12月19日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年10月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年10月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当行はムーディーズからAa3の信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」

(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)

において表示される「プレスリリース」内に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本社債について、当行はS&PからA+の信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新DBJ法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

（1）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金17.5銭とする。
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	6,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	600	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	400	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	400	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	300	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号	300	
計	—	20,000	—

（2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社日本政策投資銀行第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	0.445％
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、平成24年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に各その日までの前半ヵ年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から平成23年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半ヵ年に満たない利息を支払うときは、半ヵ年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成28年12月20日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成28年12月20日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）10.「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年10月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年10月18日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約 (担保提供制限)	1. 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当行が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（本社債と同時に発行する第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含む。ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法（明治38年法律第52号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づき担保権を設定する場合には、本社債にも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本項及び以下において社債とは、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。その後の改正を含む。）（以下「新DBJ法」という。）第5条第1項に基づき発行される日本政策投資銀行債を含む。 2. 当行が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約 (その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからAAの信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAAAの信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当行はムーディーズからAa3の信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

ムーディーズは、本件信用格付に利用した情報の品質は十分なものであると考えており、その情報は、ムーディーズが信頼に足ると見なした情報ソース（適当と思われる第三者からのものも含む）から入手したものである。しかし、ムーディーズは監査人でなく、あらゆる場合において、格付の過程で受領した情報を独自に検証、監査、立証することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又はその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」

(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)

において表示される「プレスリリース」内に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(4) スタンダード・アンド・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本社債について、当行はS&PからA+の信用格付を平成23年10月12日付で取得している。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだ上で、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本社債の申込期間中に本社債に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付の概要」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債等振替法の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本社債の社債券は発行しない。

3. 社債の管理

本社債には会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第702条ただし書の規定に基づき、社債管理者は設置されていない。

4. 期限の利益喪失事由

本社債の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当行が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当行が本社債以外の社債及び新D B J法附則第15条第1項の規定により当行が日本政策投資銀行より承継した債務に係る債券（以下「承継債券」という。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当行が社債及び承継債券を除く借入金債務について、期限の利益を喪失したとき、又は当行以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当行が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

本（注）4. の規定により当行が本社債について期限の利益を喪失したときは、当行はその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当行が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙に掲載することによりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 追加発行

当行は、随時、本社債の社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日及び払込金額を除く全ての点において同じ要項を有し、本社債と併合されることとなる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

11. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	6,000	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は、各社債の金額100円につき金22.5銭とする。
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	6,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	600	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	400	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号	400	
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	300	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号	300	
計	—	20,000	—

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
40,000	90	39,910

（注） 1. 上記の金額は第18回無担保社債（社債間限定同順位特約付）及び第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）の合計額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額39,910百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途別の内容、金額及び支出予定時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 3 期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）平成23年 6 月24日関東財務局長に提出

2【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年 7 月13日に関東財務局長に提出

第 2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成23年10月12日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

第 3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日本政策投資銀行本店

（東京都千代田区大手町一丁目 9 番 1 号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社日本政策投資銀行
代表者の役職氏名	代表取締役社長 室伏 稔

- 1 当行は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当行は、本邦において発行登録書の提出日（平成22年8月18日）以前5年間にその募集に係る有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

第1回無担保社債（平成20年12月18日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	330億円
第2回無担保社債（平成20年12月18日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	240億円
第3回無担保社債（平成21年4月30日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	400億円
第4回無担保社債（平成21年4月30日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	400億円
第5回無担保社債（平成21年4月30日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	100億円
第6回無担保社債（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	200億円
第7回無担保社債（平成21年10月29日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	200億円
第8回無担保社債（平成22年4月28日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	200億円
第9回無担保社債（平成22年4月28日の募集）	券面総額又は振替社債の総額	200億円

合計額 2,270億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成23年3月31日現在、当行、子会社31社（うちDBJキャピタル株式会社等の連結子会社16社、非連結子会社15社）及び関連会社14社（持分法適用の関連会社）で構成されております。

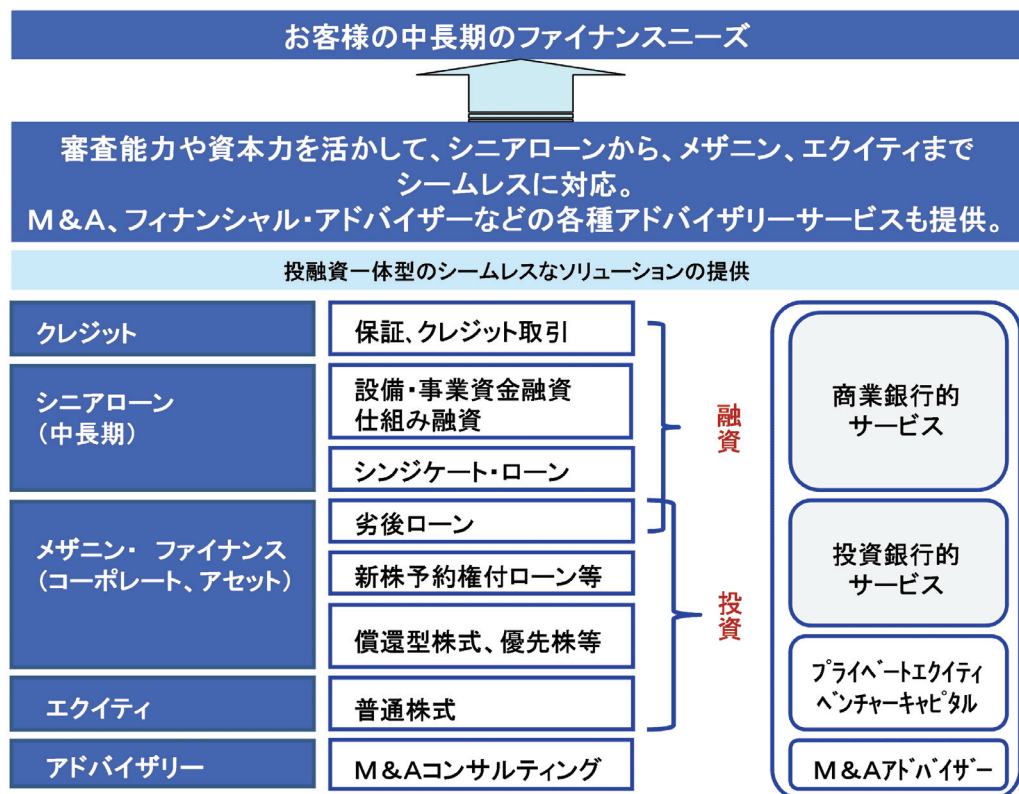
また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠である「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号。以下「新DBJ法」という。）に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

○目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。

○業務の範囲 日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。

○業務の内容 当行は、長期の資金供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。



○政府との関係について

(1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（新DBJ法に設ける主な規定）

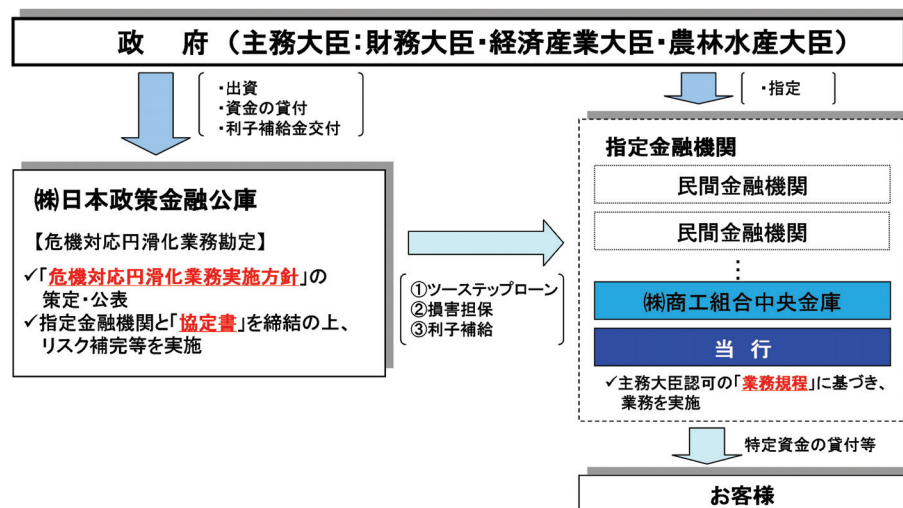
・予算統制の廃止

旧DBJは政府関係機関予算（国会議決）の対象でありましたが、当行については対象となっておりません。

・社債や借入金

通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制であります。当行においては業務の特性に照らして包括認可制となっております。

- ・投資目的の子会社保有
投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。
 - ・その他
当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。
- (2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与
- ・新D B J 法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となっておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。
 - ・預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。
 - ・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。
- (3) 資金調達上の措置
- 資金調達残高の大半を政府信用調達に依存している現状から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入を措置されております。
- (4) 危機対応業務
- 内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。
- 当行は設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けております。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 主要な経営指標等の推移（連結）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自 平成20年 10月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	151,206	347,921	345,189
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△121,693	51,905	95,015
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△128,342	39,893	101,583
連結包括利益	百万円	—	—	111,343
連結純資産額	百万円	2,086,456	2,327,538	2,409,995
連結総資産額	百万円	14,028,056	15,595,740	14,845,213
1株当たり純資産額	円	51,921.75	52,829.56	55,118.08
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△3,208.55	970.47	2,328.63
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	14.81	14.78	16.20
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	18.88	19.13	20.50
連結自己資本利益率	%	△6.06	1.82	4.31
連結株価収益率	倍	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	681,938	△14	1,790
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△664,277	△100,135	83,217
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	696	196,481	△29,624
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	48,763	144,756	199,692
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,096 [142]	1,181 [208]	1,203 [177]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
6. 当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されております。

参考として、旧ＤＢＪの最近３連結会計年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)
連結経常収益	百万円	348,723	335,697	163,329
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	23,007	12,841	△31,312
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	75,260	52,608	△28,651
連結純資産額	百万円	1,985,663	2,076,121	2,032,938
連結総資産額	百万円	13,078,861	12,526,978	12,289,504
1株当たり純資産額	円	—	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	15.14	16.54	16.52
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	18.90	20.65	21.25
連結自己資本利益率	%	3.65	2.60	△1.40
連結株価収益率	倍	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	28,877	20,536	7,421
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△19,317	△24,160	△15,358
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△1,179	△1,320	△1,026
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	36,250	31,306	22,330

- (注) 1. 旧ＤＢＪ及び旧ＤＢＪ国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧ＤＢＪは、国際統一基準を採用しております。
4. 上記の期間の連結財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、平成18年度はみずぎ監査法人の監査を、平成19年度以降は監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)の監査をそれぞれ受けております。
5. 新ＤＢＪ法附則第9条の規定に基づき、旧ＤＢＪの財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧ＤＢＪの一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して平成20年10月1日に当行が設立されましたことから、旧ＤＢＪの平成20年度につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

(2) 当行の主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	148,548	343,631	339,209
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△118,979	51,687	92,106
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△129,227	39,834	100,054
資本金	百万円	1,000,000	1,181,194	1,181,194
発行済株式総数	千株	40,000	43,623	43,623
純資産額	百万円	2,075,849	2,299,571	2,396,104
総資産額	百万円	14,017,435	15,567,245	14,830,957
預金残高	百万円	—	—	—
貸出金残高	百万円	12,026,675	13,538,070	13,067,978
有価証券残高	百万円	1,226,683	1,281,454	1,150,145
1株当たり純資産額	円	51,896.23	52,713.58	54,926.45
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	230 (—)	1,147 (—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△3,230.68	969.04	2,293.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	14.81	14.77	16.16
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	18.70	18.79	20.39
自己資本利益率	%	△5.99	1.83	4.33
株価収益率	倍	—	—	—
配当性向	%	—	23.73	50.01
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,064 [116]	1,079 [127]	1,102 [123]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
6. 当行は、新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されております。

参考として、旧ＤＢＪの最近３事業年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

回次		第８期	第９期	第10期
決算年月		平成19年３月	平成20年３月	平成20年９月
経常収益	百万円	345,758	335,891	163,063
経常利益 (△は経常損失)	百万円	21,999	15,012	△29,462
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	75,166	53,921	△27,689
資本金	百万円	1,272,286	1,272,286	1,272,286
発行済株式総数	千株	—	—	—
純資産額	百万円	1,981,575	2,074,175	2,032,108
総資産額	百万円	13,073,980	12,524,880	12,288,508
預金残高	百万円	—	—	—
貸出金残高	百万円	12,146,462	11,512,906	11,294,661
有価証券残高	百万円	366,469	532,137	532,157
１株当たり純資産額	円	—	—	—
１株当たり配当額 (内１株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)
１株当たり当期純利益金額	円	—	—	—
潜在株式調整後１株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	15.16	16.56	16.54
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	19.19	20.71	21.28
自己資本利益率	%	3.90	2.66	△1.35
株価収益率	倍	—	—	—
配当性向	%	—	—	—

- (注) １．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ２．自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- ３．単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧ＤＢＪは、国際統一基準を採用しております。
- ４．上記の期間の財務諸表は、証券取引法第193条の２及び金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、第８期はみずほ監査法人の監査を、第９期以降は監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の監査をそれぞれ受けております。
- ５．新ＤＢＪ法附則第９条の規定に基づき、旧ＤＢＪの財産の全部（同法附則第15条第２項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第１項に基づき、旧ＤＢＪの一切の権利及び義務（同法附則第15条第２項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月１日に当行が設立されましたことから、旧ＤＢＪの第10期につきましては、平成20年４月１日から同年９月30日までの６ヵ月間となっております。